

(案)

第2次愛西市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



令和6年3月
愛西市

目 次

第 1 章	計画策定の背景	
1	気候変動の影響	1
2	地球温暖化問題に関する国際的な動向	1
3	地球温暖化問題に関する国内の動向	1
第 2 章	計画の基本的事項	
1	計画の趣旨	2
2	計画期間	2
3	計画の位置づけ	3
4	対象範囲	3
5	対象となる温室効果ガス	3
第 3 章	温室効果ガスの排出状況	
1	本市の状況	5
2	温室効果ガスの排出状況	5
第 4 章	温室効果ガスの排出削減目標	
1	考え方	6
2	削減目標	6
第 5 章	温室効果ガス抑制に向けた取組内容	
1	事業所の取組み	7
2	職員の取組み	7
第 6 章	計画の推進	
1	推進体制	9
2	進行管理	9
3	職員に対する啓発等	9
4	実行計画の見直し	9
	用語説明	10

第1章 計画策定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関する安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3(2021)年8月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を、明確にすることは容易ではありません。しかし、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

2 地球温暖化問題に関する国際的な動向

平成27(2015)年11月、フランス・パリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

平成30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとする必要とされています。この報告を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化問題に関する国内の動向

令和2(2020)年10月、2050年までに国内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素化社会の実現を目指すことを宣言しました。令和3(2021)年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比46%削減し、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市町村は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画を策定するものとされます。

第2次愛西市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、法に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるため、一事業所として愛西市の温室効果ガス排出削減の将来的目標を定め、達成するために策定するものです。

*** 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）**

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

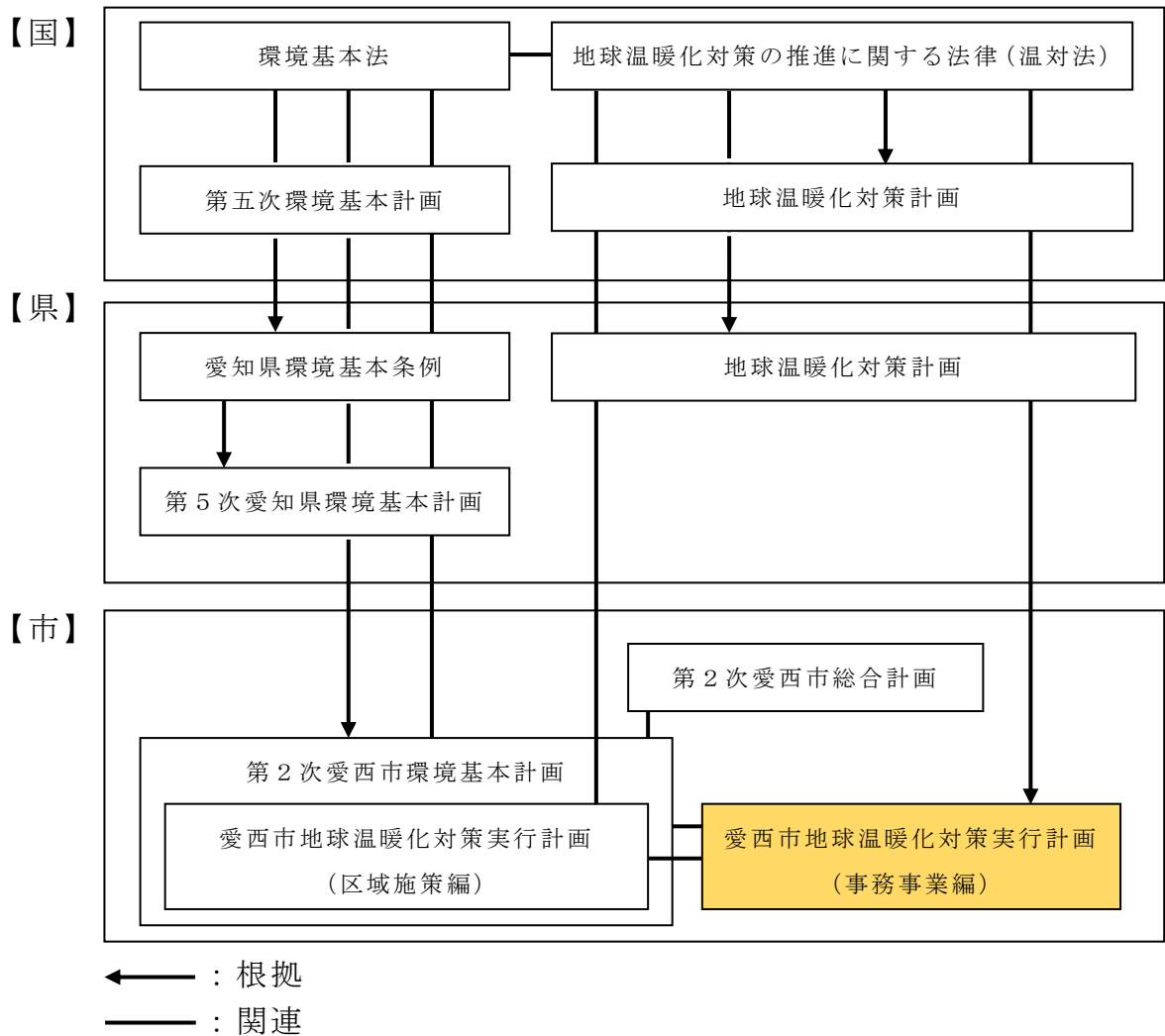
2 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間を計画期間とし、基準年度は、平成25(2013)年度とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

推進にあたっては、第2次愛西市環境基本計画等と繋がりを持ち、新たに「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を加えます。



4 対象範囲

本計画の対象範囲は、愛西市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします(指定管理者も含む)。

5 対象となる温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定められた以下の7種類のうち二酸化炭素(CO₂)メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びフロン類のハイドロフルオロカー

ボン（HFC）の4種類のガスとします。なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、全体の排出量が少ないこと及び排出量の把握が一般的に困難であることから、削減対象から除外しています。

ガス種類	特徴
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車エアコンの使用等により発生する。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 本市の状況

平成26(2014)年3月に、本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量を5%削減する目標の「愛西市地球温暖化実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

職員一人ひとりが職場での事務事業の執行の際、または庁舎、施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減(抑制)を推進しました。

温室効果ガス総排出量は、基準年度の平成25(2013)年度は8,031 t-CO₂でしたが、庁舎の統合や改修によるLED照明導入の実施等により、令和4(2022)年度は6,095 t-CO₂となっており、基準年度に比べ24%削減されました。

2 温室効果ガスの排出状況

令和4(2022)年度の市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況を下表に示します。

令和4年度温室効果ガスの排出状況

区分	項目	排出係数	年間活動量	排出量 (t)	二酸化炭素換算 (t-CO ₂)	排出割合
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	2.32	42,257ℓ	98.04	98.04	1.61%
	灯油	2.49	171,601ℓ	427.29	427.29	7.01%
	軽油	2.58	9,853ℓ	25.42	25.42	0.41%
	A重油	2.71	125ℓ	0.34	0.34	0.01%
	液化石油ガス(LPG)	3.00	53,601kg	160.80	160.80	2.64%
	液化天然ガス(LNG)	2.70	0kg	0.00	0.00	0.00%
	都市ガス	2.23	39,488m ³	88.06	88.06	1.44%
	電気の使用に伴う排出	0.449	11,775,829kwh	5,287.35	5,287.35	86.74%
二酸化炭素(CO ₂) 小計				6,087.29	6,087.29	99.86%
メタン(CH ₄) 小計				0.0127	0.317	0.01%
一酸化二窒素(N ₂ O) 小計				0.0202	6.011	0.10%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車用エアコン使用時の排出	0.01	139台	0.0014	1.988	0.03%
合計					6,095.61	100.00%

【算定方法】

排出量 = 排出係数 × 年間活動量

二酸化炭素換算 = 排出量 × 地球温暖化係数 (*)

*地球温暖化係数とは二酸化炭素：1、メタン：25、一酸化二窒素：298、ハイドロフルオロカーボン：1,430

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

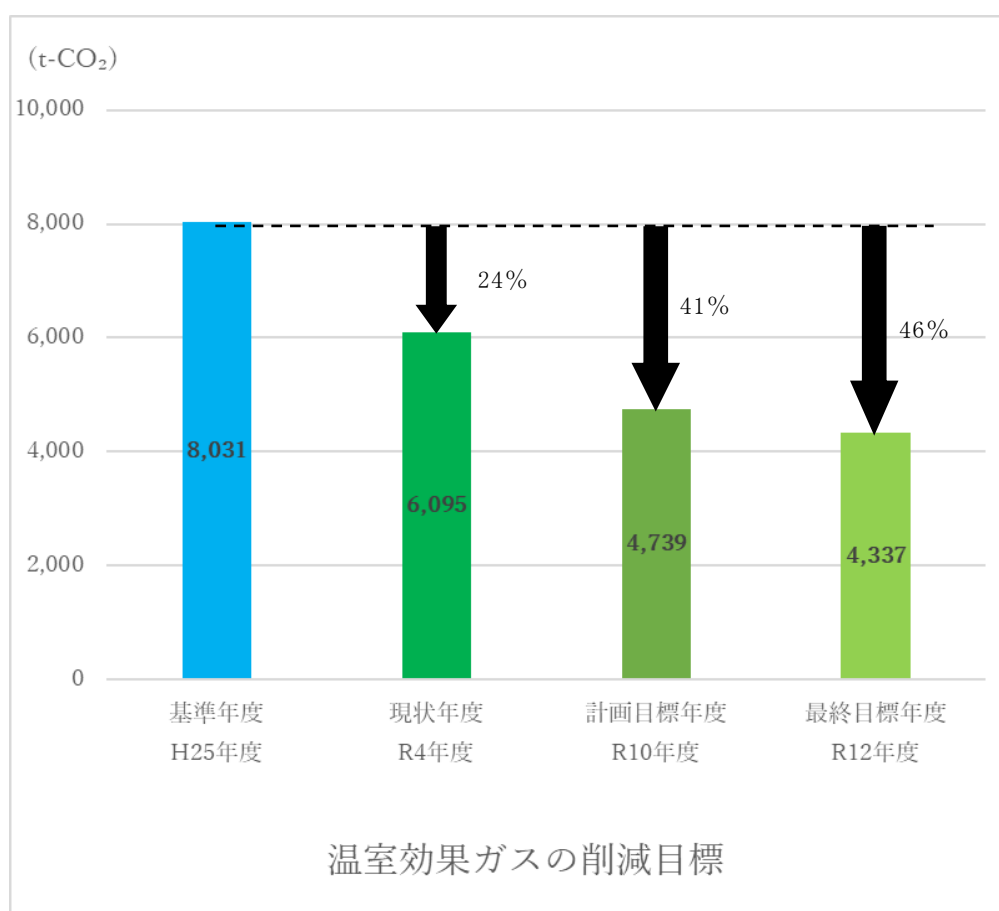
1 考え方

国の「地球温暖化対策計画」や県の「あいち地球温暖化防止戦略2030」等を踏まえ、愛西市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 削減目標

平成25(2013)年度を基準として、国の目標年度令和12(2030)年度の46%削減を踏まえ、令和10(2028)年度の二酸化炭素排出量を、41%削減(1,356 t-CO₂)することを目指します。

項目	基準年度 H25年度	現状年度 R4年度	計画目標年度 R10年度	最終目標年度 R12年度
温室効果ガス 総排出量	8,031t-CO ₂	6,095t-CO ₂	4,739t-CO ₂	4,337t-CO ₂
削減率	-	24%	41%	46%



第5章 温室効果ガス抑制に向けた取組内容

直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取組み、事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めます。

1 事業所の取り組み



設備機器の更新、再生可能エネルギーの導入とともに、施設・設備の運用改善を進めていきます。

- ・ 公共施設へのLED照明を導入する。
- ・ 空調設備の更新時に省エネルギー型の導入を図る。
- ・ 次世代自動車(EV, PHV, FCV)を導入する。
- ・ 排出係数の低い電気事業者から調達を検討する。
- ・ 各施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・ 環境負荷の低減に配慮した施設などを整備し、施設の改築時にはZEB等の検討をする。
- ・ 空調設備のフィルタの清掃など維持管理を適切に行う。
- ・ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく環境物品の購入を図る。
- ・ グリーン契約法（環境配慮契約法）に基づく、電気、自動車、施設などの設計、産業廃棄物の処理などの契約を図る。

2 職員の取り組み



職員一人ひとりが地球温暖化との関わりに気づき、意識改善をします。

- ・ 照明を利用していない場所や時間帯におけるこまめな消灯をする。
- ・ 空調の室内温度設定は、冷房28℃、暖房20℃を目安とし、過剰な前倒し起動や切り忘れに注意する。
- ・ 公用車の運転は、環境に配慮した経済運転（急発進、急加速、空ぶかし等をしない）に努める。
- ・ WEB会議や電話、メールを活用し、移動距離や機会を必要最小限にする。
- ・ 5R活動をする。

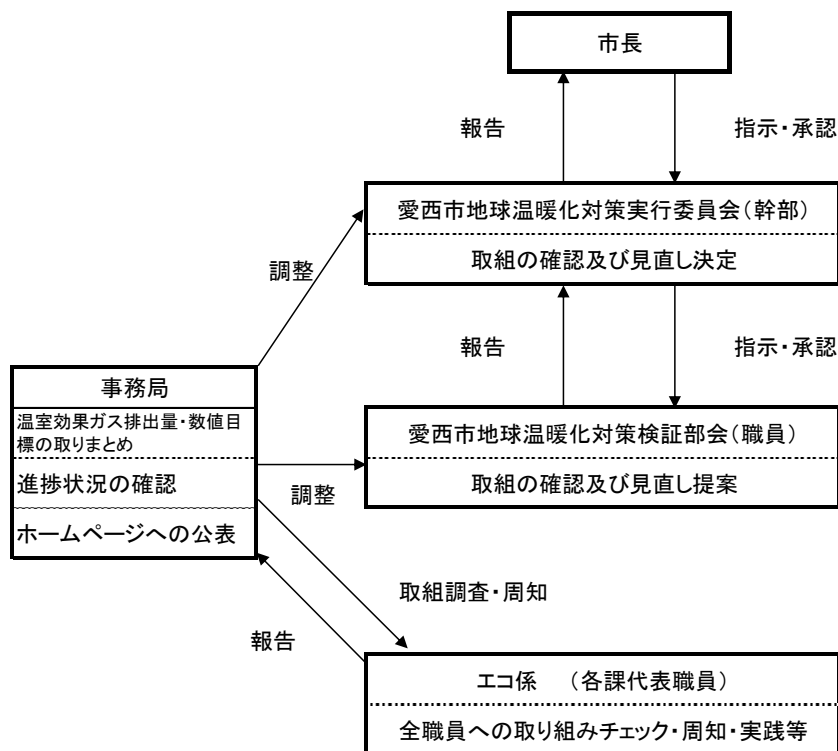
- ・両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ・コピー用紙の空き袋や使用済みのファイルなど、再利用可能なものは積極的に有効活用する。
- ・文房具等の購入の際に、再生品や詰め替え可能な製品を選択する。
- ・ノー残業デーを徹底する。
- ・ペーパーレス化と共に庁内情報システムの有効利用をする。
- ・給湯、手洗い時における節水に努める。
- ・環境関連行事へ積極的に参加する。
- ・夏季はポロシャツ・ノーネクタイ等の軽装をする「さわやかサマースタイル」を継続し、冬季は「ウォームビズ」を検討する。
- ・出張や通勤に公共交通機関や自転車を利用する「ノーカーデー」を推奨する。
- ・各課（局・園・室）にエコ係を配置し、具体的な取り組み状況の把握に努める。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の削減目標を達成するため「愛西市地球温暖化対策実行委員会」を設置し、温室効果ガス排出削減のための取り組みを推進します。

組織図



2 進行管理

温室効果ガス排出状況や計画に掲げた数値目標の達成状況など、温暖化対策の進捗状況について、毎年度検証し、実行委員会へ報告した後、公表するものとします。

3 職員に対する啓発等

計画の推進を図るため、各課にエコ係を配置し、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、地球温暖化対策に関する啓発活動を行います。また、毎年全職員に対し地球温暖化防止対策に関するチェックを実施し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

4 実行計画の見直し

本計画を実行性のあるものとして推進していくために、数値目標の達成状況の確認をし、改善が必要な場合は、更なる取り組みの見直しをします。今後も「計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検・評価 (Check) → 見直し (Action)」のPDCAサイクルにより、継続的改善による取り組みにより目的達成に努めます。

用語説明

あ 行

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン及びフロンなどに代表される気体の総称です。地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらします。

か 行

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

昭和63(1988)年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) によって設立されました。世界中の数千人の専門家からなり、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを目的としています。

気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)

国際条約の締約国が集まって開催する会議のことです。

平成27(2015)年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約の21回目となる締約国会議を示します。気候変動枠組条約は、正式には「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目標としています。

京都議定書

平成9(1997)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) において採択されました。先進各国の温室効果ガスの排出量に関して、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、森林吸収源の算定などの新たな仕組み

が合意されました。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和2(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

グリーン契約

製品やサービスを調達する際に環境負荷をできるだけ少なくするような工夫をした契約です。

さ 行

三ふっ化窒素 (NF₃)

半導体製品の製造時等に排出されます。

は 行

パーフルオロカーボン (PFC)

フルオロカーボン類の1つで、フルオロカーボンの構成要素である炭化水素の水素をフッ素に置き換えた有機化合物のことです。

排出係数

燃料使用量あたりに排出する炭素の量を示します。同じ熱量を得る場合、排出する炭素の量は燃料により異なり、例えば石炭の排出係数は都市ガスの約2倍です。なお電気は、電力会社や年度によって、発電に使用する化石燃料の割合が異なるため、排出係数が異なります。

パリ協定

平成27(2015)年12月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持、1.5℃に抑える努力を追求することとし、先進国だけではなくすべての国が参加し、5年毎に貢献を提出・更新する仕組みです。

ら行

六ふつ化硫黄(SF₆)

硫黄とフッ素からなる化合物で、常温大気圧においては化学的に安定度が高く、無毒、無臭、無色、不燃性の気体です。京都議定書において削減対象の温室効果ガスの1つに指定された気体です。

英数字

5R

Refuse(リフューズ:断る)、Reduce(リデュース:ごみを減らす)、Reuse(リユース:再使用する)、Repair(リペア:直す)、Recycle(リサイクル:再資源化する)の頭文字をとった略称です。廃棄物を排出せず、使用済みの物の再使用や再生利用を進め、循環型社会を構築していくうえでの基本的な考え方として使用されます。

ZEB

年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のことです。

・ZEB Ready

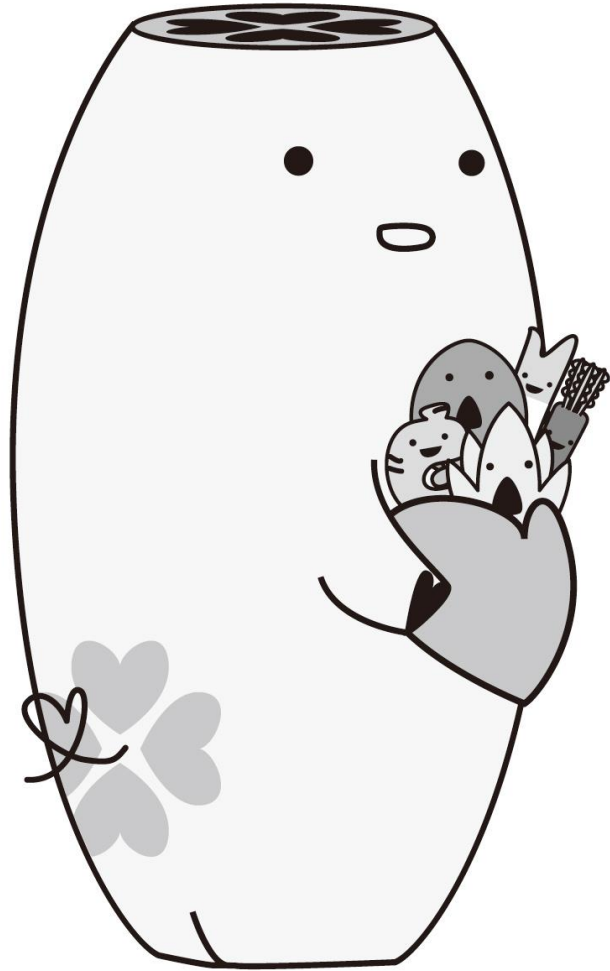
ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のことです。

・Nearly ZEB

ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物のことです。

・ZEB Oriented

ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物のことです。



愛西市市民協働部環境課

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地

TEL 0567-55-7114